議　事　概　要

会議の名称	令和５年度第２回長与町特別職報酬等審議会		
担当部署	総務部　総務課　総務人事係	電　　話	095-801-5781
		E-mail	somu@nagayo.jp

会　議　詳　細			
開催日時	令和６年１月 23 日（火）９時 30 分開会		
開催場所	長与町庁舎３階第１会議室		
出席委員（五十音順）	勝本　真二 川村　菊雄 佐野　浩子 伊達　憲一 毎熊　一太	事務局等出席者	青田総務部長、荒木総務課長、金子総務課長補佐

議事次第・会議資料	
議事次第	(1) 審議 (2) 答申
会議資料	・第１回に同じ。 ・長与町特別職報酬等審議会会議資料・追加分（第２回開催時配付）

公開・非公開の別	―
非公開の理由	―

特記事項	

第２回長与町特別職報酬等審議会議事録

開催日時：令和６年１月 23 日９時 30 分開会
開催場所：長与町庁舎３階第１会議室

【事務局】
皆さん、おはようございます。皆様お揃いになりましたので、ただ今より第２回目の特別職報酬等審議会を開催させていただきます。
本日は、１１月以来の開催となります。前回御出席いただきました委員の皆様に加えまして、伊達委員にお越しいただいております。
よろしければ、一言御挨拶いただければと思います。

【委員】
おはようございます。
１回目は、ちょっと私用で欠席させていただきました。本件につきましては、なかなか、財政状況も厳しくなっているような状況でございますが、しっかり頑張ってまいりたいと思います。

【事務局】
ありがとうございました。
それでは、審議に入ります前に、１０分程度のお時間を頂きましてですね、１１月に開催しました審議会での内容の簡単な振り返りと、追加で作成いたしました資料の御説明をさせていただきます。
前回の審議会においては、事務局からの資料の説明というのが、主な内容でございました。中身につきましては、特別職のこれまでの報酬の改定状況であったり、一般職における人事院勧告による給与改定の状況、それから、報酬額や財政状況における類似団体との比較、また、議員活動の状況や報酬額の改定を行った場合の類似団体における順位がどう変動するか、ということについて説明をさせていただいたところでございます。

再度の説明とはなりますけれども、前回資料の方の１９ページを御覧ください。
「２６．改定額試算」と記載をしている箇所になります。このページ以降において、改定を行った場合の額の試算を行っておりますが、試算①と、試算②の２パターンで、試算を行っております。
試算①の黄色で着色した部分につきましては、１８ページで御紹介をしておりますが、全国町村議会議長会における【全国段階別標準比率】に、格差指数１．１を掛けて、議員報酬が町長比３３パーセントとなるよう算出したものでございます。この試算①では、それぞれ２万５，

０００円ずつ増額する形となりまして、議長が３６万８，０００円で町長比４３パーセント、副議長が３１万円で町長比３６パーセント、議員が２８万３，０００円で町長比３３パーセントとなるよう試算したものになります。委員長につきましては、指標がありませんが、他の職と同様に２万５，０００円増額し、町長比で３５パーセントとしております。

試算②のピンク色で着色した部分につきましては、より大きな額で改定をした場合の目安として、試算したものになります。こちらも、１８ページの表の③の活動実績調査に基づく算出において、活動区分Ｂの回数、町主催の行事や自治会及び各種団体行事等への参加回数を１回当たり１日の実働５割とした場合に算出される町長比率３６パーセントをベースに算出したものになります。

この試算②では、それぞれ５万１，０００円が増額する形になりまして、議長が３９万４，０００円で町長比４６パーセント、副議長が３３万６，０００円で町長比３９パーセント、委員長が３２万２，０００円で町長比３８パーセント、議員が３０万９，０００円で町長比３６パーセントとなるように試算をしております。

続きまして、２２ページを御覧ください。

「３１．議員の報酬額・年収額の比較（類似団体）」という箇所になります。

＜議員の報酬月額＞の表、ブルーで着色した部分が現在の額になりますが、１９位ということになりまして、試算①（黄色）では１２位、試算②（ピンク色）では６位というようになります。＜議員の年間収入＞では、現在２１位に対して、試算①（黄色）では１２位、試算②（ピンク色）では６位に位置する形となります。

それから、県内との比較においては、全国町村議会議長会による調査を基に報酬額を掲載しておりましたが、最新の報酬額を確認しましたところ、変動があっております。本日お渡ししております資料１ページ、こちらが議長から議員までの最新の情報を記載したものになりまして、波佐見町と東彼杵町の２町につきまして、赤字で修正をさせていただいております。どちらも、増額というようになっております。

なお、佐々町ですが、追加でお配りした資料の方でも修正を加えていないのですが、今年の１月９日付けで、佐々町の報酬審議会による答申があったばかりでございまして、令和６年４月からの増額改定ということで、答申があっております。内容を口頭で申し上げますけれど、議長が３２万円で１万円の増額、副議長が２７万２，０００円で２万３，０００円の増額、議員が２５万９，０００円で３万３，０００円の増額での答申内容ということになっております。答申の段階でございますので、まだ改定の条例案が可決されたわけではありませんが、そういった状況でございます。

続いて、本日お配りしております追加資料の２ページから３ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、前回の審議で委員の皆さんの発言内容を簡単にまとめさせていただいたものになります。一般職の職員の人事院勧告について、平成５年と比べ未だマイナスであるという状況を踏まえた上での御意見であったり、本町の財政状況についての御質問や、議会に係る報酬以外の経費についての御意見であったり、それから、議員さんの活動内容に関する議論を行っていただいところでございます。御参照いただければと思います。

続いて、追加資料の４ページ、５ページについて御説明させていただきます。

本資料については、前回の御意見の中でもありました、人件費以外の経費も含めた議会運営に係る経費の内訳について調べてまいりましたので御説明を致します。

４ページの「１．令和３年度　長与町一般会計議会費決算額」を御覧ください。

令和３年度の議会費に係る内訳についてでございますが、まず、議員に係る経費としまして８，７５６万４，６７５円かかっております。詳細については、議員報酬が６，８９６万７３５円、共済組合費が１，７０４万８，１６０円、議会等に出席した際の費用弁償が１５５万５，７８０円となっております。

事務局の職員に係る経費につきましては、給料、手当、共済費を含めまして、合計で３，３９８万６，６８８円がかかっている状況でございます。

人件費以外に要する経費としまして、パート職員の人件費や、「議会だより」に係る印刷製本費、また、会議録を作成するためのシステム使用料などを初めとした議会運営費に係る経費が、合計で、６９３万８，０１６円かかっておりまして、トータルで、１億２，８４８万９，３７９円かかっている状況でございます。

続いて、「２．令和３年度　長与町における費用弁償の内訳」を御覧ください。

前回も議論になりました、報酬以外に支払われる議員さんに対する費用が、費用弁償でございます。費用弁償に額につきましては、条例で額が定められておりまして、「３．費用弁償における日当及び宿泊料の基準」の箇所で御覧いただきますが、日当と宿泊料がこれに当たるものでございます。

日当につきましては、本会議や委員会に出席したとき、また、町外へ公務のため移動する際に支払われるものでございます。宿泊料についても、宿泊を要する出張の場合に区分に応じて支給がなされるものでございます。

２の表に戻っていただきますが、支出の実績としましては、本会議、委員会への出席に応じた日当の支払が主なものとなっております。そのほかには、議長や副議長による式典等出席について、それぞれ日当が支払われている状況でございます。

資料の５ページをお開きください。

令和３年度の類似団体における決算書ベースでの議会費の内訳を掲載しております。こちらについては、ホームページで確認ができた自治体のみ掲載しております。

長与町の特徴としましては、費用弁償がある分、政務活動費がないことや、職員に係る人件費が若干多いものの、委託料などのその他の経費、人件費以外に係る経費が少ないことが特徴として挙げられます。

以上、事務局の方から、追加資料の説明をさせていただきました。

以後は、議事の進行につきまして、勝本会長よろしくお願いいたします。

【会長】

はい、では、追加資料等に関する件で何か質問はございますか。

前回からの訂正で、波佐見町と東彼杵町が上がっている。それから、佐々町でも上がる答申が出ていて、議員報酬においては、本町よりも１，０００円高くなるというような情報も入っております。

【委員】

前回は申し訳ございませんでした。同じような意見を出した場合は、御容赦いただきたいと思いますが、全般的には、長与町は、資料を見ても、ある意味上の方に行っているのかなと理解します。ただ、評価というものについては、基本的には、議会での活動内容、そしてまちに戻ってそれをどう伝え、具現化していくことだろうと思うんですが、そういうところの評価というのは、非常に厳しいんですね。私も議員を経験して、なかなか評価されにくい部分もあると思います。そういう意味では、他自治体との比較については、十分に参考になるのかなと思っております。

ただ、気になったのは、議員もさることながら、行政も含めての問題だと思いますが、町議の選挙の際の投票率、これがどんどん下がってますよね。こういうことは、議員さんの報酬もさることながら、民意が十分に反映された議員さんが出てこられてるのかということを考えるときに、別の視点から少し気になります。これは、行政も含めて投票率がこれ以上下がらないように、何とか工夫ができないものかなと思います。また、それによって評価も変わってくると思います。

それから、報酬については、色々な基準がありますが、表現がアレかもしれませんが、一般質問などで、どのくらい町民の民意を発信できたかと、見える部分だけでの評価は難しいんですけれども、黙って座っていても議員さん、かなり質問をされても議員さん、これは評価は難しいんですよ。難しいですけれど、見るべきところは見ておかないと、町の議会が発信する活性化につながりにくいと思います。評価は、本当に難しいんですけどね。

本来はその辺が、議員さんを囲む会とかでずっとやって来ているようで、その辺に出てくるのかもしれませんけど、やはり議員活動がどのように具現化できて、町の活性化につながっているかという部分も、一つの項目としてあってもいいのかなと思います。

【委員】

この間もちょっと話に出たと思うんですが、議員さんには、兼業と専業といいますか、１６人おられる中で、これ（議員報酬）だけが収入でない方がどれだけおられて、これ（議員報酬）が主な収入であるという方がどれぐらいおられるのかということを知りたいということと、それから、若い議員さんの方が、より議員報酬が少ないと感じていると、高齢で議員さんされている方は、これぐらいもらっておけばいいかなと、そういったことを資料で見ることもあるのですが、その辺りの感覚についてですね、どう思いますか。

【委員】

難しい話で、私が在籍していた時も、ちょっと揉めたんですよね。仕事をされていて、議員もして、ということに。確かに、議員報酬だけではですね、生計を立てていくには難しい部分があるんですけど、兼業部分の「兼」の部分が大きく前に出たときには、非常にその、住民さんからも、禁止ではなかったと思いますが、良い感情を持たれないというのもあるんで、その

辺は少し、オブラートに包むといったらおかしいんですが、配慮しないと、ついでに議員活動をしていると見られかねない、そういったこともありましたけれど、その辺りのことは解決しませんでしたね。

【会長】
今、兼業と専業の話が出ましたが、兼業されている方は、議員のうちどのくらいいるか、その辺りはどうですか。

【事務局】
兼業されている方は、５名・・・

【委員】
兼業もあると思うけど、主婦（主夫）の方も、相手が働かれていて、世帯の収入はあるはずですね。

【事務局】
そうですね、ただそうなると、年金を受給されている議員さんもいる、という話にもなってきまして・・・

【委員】
町民としては、議員の方が、他にお仕事を持っているということは、選挙の時には表明してほしいですよね。されているとは思うんですが、私としても、あまりそういった印象がなくて、＊＊さんが＊＊＊のようなものをやられたり、＊＊さんが＊＊をやられていたり、というのは分かりますけれども、それ以外で、企業にお勤めされてるということなんかは、知っておきたいなというような気持ちもありますよね。

【事務局】
選挙時の立候補の届出の際には、職業を記載する欄がありまして、ホームページで公表していたかな・・・選挙公報には、記載される方とされない方がいます。
兼業されている方は７名程度であると思います。

【委員】
私の在籍時には、書いた記憶があります。私も組織内議員のような形で、企業に勤めて、辞

めずに、給料はダウンするんですけれども、兼業のような形式でということがありました。

【会長】

立候補届で、兼業が明白なのは何名ですか。

【事務局】

＊議員が＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊との記載がありました。それから、＊＊さん、＊＊さんが＊＊＊、＊＊＊＊＊さんが＊＊、＊＊さんが＊＊＊＊か何か、それから＊＊さんがされてますよね、それから＊＊さんが＊＊＊をされてますかね、その７名ですね。

【委員】

もう１点よろしいですか。

３６５日のうち、どのぐらい議員活動として働いているのか、その辺りはどうですか。

大体町長さんの３分の１というのは、働く日数から算出されているんですよね。実際は、その辺りがどうなのか。

【事務局】

前回資料の１３ページをお開きいただけますでしょうか。

参考の「議員活動状況調査」ということで、平成２７、２８年の調査結果のため、若干データとしては古いんですが、ＡからＣの三つの区分に分けて調査を行っておりまして、区分Ａが本会議や委員会、全員協議会、視察等のために活動した日数で、区分Ｂは町主催の行事や自治会、各種団体行事その他活動区分Ａに付随する活動した回数、区分Ｃにおいては、それら以外の議員活動にカウントしない回数でございますが、調査結果としては、区分Ａが６９日、区分Ｂが１００回なんですが、これが１００日かといわれるとそうではなくて、半分程度としてみた場合、全体で、おおむね１００日程度の活動状況となっております。

【委員】

直接この日数で計り知れない部分はあると思います。ほかの件で行って、いわゆる直接目的では行かなくて、その場で陳情を受けたりすることも結構あります。なかなか日にちでは表しにくいんですが、そういった部分が結構多かったです。ちょっと会った時に、ついでにこれも、ということは多かったですね。

【委員】

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【委員】
そこがですねえ、線引きは難しいですね。
まあ、目に見えるのは、一般質問です。一般質問というのは、その場だけではなくて、意見を聴いたりするために結構回るんですよね、結構動いていると思います。陳情を受けたりだとか。だから、一般質問の回数というのは、本来必要だと思います。

【事務局】
最近は、一般質問される方もかなり多くなってきたと思います。１０名を下回ることはないと思います。

【委員】
それはいいですね。
私も勉強会などをしたりもしましたけど、所管課に尋ねれば分かること、というのもありましたね。一般質問はやはり政策に関することの議論の場であってほしいですね。

【会長】
こういう時代で、議員のなり手も少ないということで、報酬を上げるということもやぶさかではない、という御意見もあるでしょうし、一方で、町の財政も厳しいものがあると。

【委員】
そうですね、財政が許せば良いんでしょうけれども。

【委員】
国の方も、総理大臣もちょこっと上がるようでしたし。
そういう意味でいえばですね、若干、モチベーションを上げるという意味も含めて、議員のなり手不足もある中で、そこを少し評価をするという意味では、少しでも、報酬という形として表れればなとは思います。

【会長】
まずは、はっきり言えることは、そのまま据え置くか、それとも上げるか、その二者択一になるかなと思うんですよね。
先ほどの事務局からの新しい情報によると、東彼杵町や波佐見町、佐々町辺りが、上げよう

とする動きがあると。そうしますと、長与町も、許される範囲内で、上げた方が良いのではないかと、そういった議論があるかと思います。やはり、行政を盛り上げるためにも、議会の方にも頑張っていただきたい、そういった意味合いで、上げるという方向性が出つつあるように捉えますが、その方向性で皆さんよろしいですか。

【委員各位】

はい。

【会長】

良さそうですので、今度は、どのくらい上げるか、ということですね。

先ほど、事務局の方からは、試算①と試算②が出たかと思います。１９ページですね。議員報酬に関し、町長比で３３パーセントとすると、それぞれ２万５，０００円の増額となり、年間６４５万円予算がかかります。試算②の５万１，０００円の増額となると、約１，３００万円の影響が出ると。

【委員】

町の収入は、上向いていくという流れはないのでしょうか。

【事務局】

税収そのものは、若干、増えてきてはいますが、税収以上に福祉関係の経費が増えてきてます。国等からの歳入も余り変わっていない状況です。扶助費がどんどん伸びていますし、大型事業等での歳出も増えてきてますので、どうしても厳しくなってきています。そういった中ですが、今のところは何とかやって行けている状況であると言えると思います。

【委員】

人口減少で減った場合に、財源の問題であったり、極端な話、職員の人数にも影響するのではないですか。

【事務局】

職員は、もともと少ない人数で対応しておりますが、人口減少については、なかなか防ぐことが難しい状況で、最近は大型企業誘致というようなものがあまりないありませんし、どうにかして人口の減少幅を減らす努力が必要と思っています。

【委員】
少子化の観点では、長与町はどのような状況でしょうか。

【事務局】
町の出生率も減少しておりまして、結婚しない、しても晩婚化しているという方も増えております。結婚観は多様化しており、人生の選択肢の一つとして、結婚しないことを選ばれる方もいらっしゃいます。結婚しないことの理由として、出会いの場が少ないことや、経済的な理由も挙がっていたりしてますので、出会いの場については、婚活支援ということで、行政から手を入れるようなこともやっております。

【委員】
少子化の観点からいえば、子どもが生まれてくれるのが何よりですね。子育てにお金がかかるということもありますし、負担がかかるということがありますから、そこら辺が変わっていかないとね。

【事務局】
共働きということであれば、家事・育児負担というのも大きくかかりますので、男女共同参画の視点、男性の育児休暇が取りやすい職場環境の整備、そういったものが民間含め、国を挙げて進んでいるような状況ではあります。

【委員】
長与町は、県内でも有数の学力の良い所ですから、長与町に住みたいといらっしゃる方も結構いらっしゃいますので、そういった部分でどんどん増えていく町になればいいですけどね。

【会長】
はい、そのようなところで、試算①と②でいえば、皆さんどのように考えますか。

【委員】
多いことに越したことはないと思いますが、現実的に定数に満たなかったり、無投票があったりしている状況で報酬だけを上げて解決するのかなと思ったりもします。＊＊＊

【委員】

報酬審議会の開催は、どこの発意によってなされるものですか。あと、何年に１回開催されなければならないとか決まりはありますか。

【事務局】

行政の側から、社会情勢などを踏まえて諮問することによって、開催されます。

開催頻度に関する決まりは、ありません。

【委員】

今の時点では試算①の額にしておいて、社会情勢の変化によって、また２年後でも３年後でも審議することができるわけですよね。そうすると、今の状況で、財政負担も大きくなる試算②のように大きく上げるというのではなく、その時々に応じて検討するということで、＊＊委員の意見でどうかなと思います。

【会長】

高田南土地区画整理事業や、新図書館の建設もある中で、今の長与町の財政状況を踏まえると、上げるとするならば、試算①による額が、皆さんのお話を聴いていると妥当ではないかと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

【委員各位】

はい。

【会長】

はい、そうなりますと、報酬の改定の実施時期ですね、二つ目の議題ですが、改定はいつするか、ということになりますが、御意見はありますか。

【委員】

ちなみに、前回は、審議会後の改定は、期間はどれくらいで行われましたか。

報酬が上がるということに対して、議会がノーということはないでしょうから。

【事務局】

従来は、審議会から直近での議案上程をしていると思います。

今回については、議会の方から、十数年改定が行われていないから、やってもらえないだろうかという御意見もあって、私どもも、直近の社会情勢も踏まえてこうして審議をお願いしているというところではありますので、必ず直近の議会で上程しなければならないというわけではないのですが。

【委員】

できるだけ早く改定してあげたら、という考え方からすると、今回の審議会で決まれば、４月からのタイミングでもできるんですか。

【会長】

そうですね、４月に町長選と町議再選挙もあるので、その辺りのことも踏まえて改定時期を考えていただくということですね。

【委員】

年度中のいつからでなければ改定できないという問題ではない、ということですね。

【事務局】

そこは問題ありません。

【委員】

次に議案を上げられるときでいいんじゃないでしょうか。

【委員】

これは議会に諮るんですよね。直近の議会は３月ですか。それで決まったら４月から改定ということですか。

【事務局】

４月から改定するならば３月に議会にかける必要があります。仮に４月からではなく、他の時期という結論になれば、それに間に合うようなタイミングで、議会には上程していくことになります。

議案は３月で通しても、ここで決まった期日を附則の施行期日で定めることになります。議会側も審議できるので、そこを修正するというのは、ないとは限りませんが、ただ、せっかくこうした諮問機関で審議いただいた結果の議案ですので、修正するには相応の理由が求められ

るとは思いますが。

【会長】

次の町議選は、令和９年になりますね。４月からということであれば、今この時期ですから、条例案の作成もありますし、約６００万円の増額ですから、予算案の調整も出てきますね。

【委員】

民間の考え方からすると、今は求人を出してもなかなか人が集まらない、そうすると、賃金も上げていかなければならないという状況がありますんで、私としては、上げるということが決まるのでしたら、最短の時期で改定してあげた方がいいんじゃないかな、と思います。今やっておられる方々が辞めるということはないと思うんですけど、民間の感覚からすると、対処すべきであれば、早くすべきでないかというふうに思います。

【委員】

私も早い時期が良いと思います。再選挙が４月ですね。

【委員】

事務局の対応が可能であれば、なるべく早い時期が良いと思います。

【事務局】

事務手続については、結論が出れば、条例案についても、予算編成についても、４月からの改定は、スケジュール的には対応可能と考えています。

結局のところ、自らの報酬を自ら議決するということになりますので、その辺りの住民感情も踏まえて問題がなければ、大丈夫だと考えております。

【委員】

今の世の中の流れでは、物価も何でも上がっていますから、住民感情としてもそこまで、分かってくれるとは思うんですが。

【委員】

先ほどもお話があったように、今回はこの金額で上げますよ、そして状況を見て随時審議することも可能としておけばですね。

【委員】

そうですね、そのようにしておけば、問題ないとは思います。

景気が良い頃は、２年ごとに審議会があって、今回は十数年ぶりですが、来年や２年後にまたするかも分からんという含みを持たせておけば、今回はこの分の上げ幅でということで説明はできるのではないかと。

【会長】

では、試算①の額で、４月からの改定ということでまとまりつつありますが、事務局から今後の流れをお願いします。

【事務局】

はい、御意見をまとめていただきましたので、これを基に、いただきました御意見を盛り込みまして、答申案を作成させていただきます。

ちょっと御休憩を挟みまして、御確認をいただければと思います。

１点確認をさせていただきますが、額と時期については一定結論が出まして、御審議の内容からは、附帯意見といいますか、社会情勢をみながら審議会を開催するのが望ましいなどといったことや、今後議員活動が活発になっていくことを望むというようなことを込めた表現を付けるということでよろしいでしょうか。

【会長】

はい、それでは４０分まで休憩としたいと思います。

〔休憩〕

【事務局】

はい、今、答申案ということで、イメージできるものを御用意させていただきました。

鑑部分に、答申の趣旨、改定額と実施時期について記載しており、最後に附帯意見ということで記載しております。

２ページ目は、審議内容として、２回の会議で頂いた御意見をまとめさせていただいたものを記載しております。審議内容の前段部分は、審議に至るまでの背景等に関して記載しており、赤枠で囲っているところは、御意見を踏まえて記載しております。

ちょっと御覧いただき、お気付きの点や、こういった文言を入れてほしいとか、そういったことがあれば御教示いただきたいと思います。

〔答申書案確認〕

【会長】

今見られて、議員報酬が２万５，０００円上がると、それから改定実施時期が本年の４月１日から、それから附帯意見について、何か御意見ありますでしょうか。

【委員】

附帯意見のところで、「今後の社会経済情勢等の変化に伴い、報酬額が妥当であるか、必要に応じ再検証されることを望む」というところで、「望む」と締めている箇所が、少し言い回しが強調されているようにも思えまして、後はよくまとまっているなと思います。

【委員】

逆に、急激な経済状況等の変化がある場合には、再検証するというような形にするかですね。

【委員】

今の段階では、審議会は今回の結論が妥当だと考えるわけですから、妥当性については必要に応じ再検証する、というような響きの方が良いかなと思います。

【会長】

ほかには、いかがでしょうか。

では、附帯意見のところは、＊＊委員が仰られたところも含めて、事務局の方で再度書きぶりをまとめていただくということで良いですか。

その他の箇所は、良かったでしょうか。

〔異議なしの声あり〕

【事務局】

ありがとうございます。先ほど御意見いただきました附帯意見につきましては、「報酬額の妥当性については、必要に応じて再検証する」という文言を柱に、盛り込ませていただきたいと思います。

また、全体を通しまして、再度確認をいたしまして、正式な文書として仕上げていきたいと考えております。

答申書につきましては、会長の方から町長へ手渡すという場を設けさせていただきたいと考えておりますので、この辺り会長一任ということでよろしいでしょうか。

〔異議なしの声あり〕

【事務局】

ありがとうございます。そうしましたら、また日程の調整等をさせていただきたいと思います。

町の方では、答申書の手交の後、予算編成及び条例化の手続を行います。

今後の再検証ということも御意見を頂戴しましたので、引き続きお願いをできたらと考えております。事務局の方からは以上です。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、特別職報酬等審議会をこれで閉会したいと思います。お疲れ様でした。

（閉会）